

年金制度は結婚・離婚・就労など人生の選択を行う際にいろいろな影響を与える。

この度の第3号被保険者制度の見直しでは、「女性と年金」の報告書にもあるように、「個人の多様な選択に中立的な制度の構築」を基本的な視点としてとらえている。

第3号被保険者は給付と負担の関係があいまいになっているため、いまだに自分の保険料は全額夫が払っていると思っている人が多い。保険原理である給付と負担の関係を調整案B-1-IIとし、段階的に個人単位での公平性を徹底していく方向がよいのではないか。

「女性と年金」の報告書では、目指すべき方向として「女性自身の貢献がみのる年金制度」とある。

先ほど井手委員もおっしゃったように、基礎年金がある限り問題が非常に多くなってくるので、長い時間をかけてスウェーデン方式による一元化を望みます。

男女共同参画社会の下、多くの構成員が自ら保険料を納付し、給付を得る存在となるべきではないだろうか。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。次は大澤委員、お願ひいたします。

○ 大澤委員

最近発表されました2002年版の働く女性の実情を見ていただきますと、30歳～34歳女性の労働率が過去初めて60%を超え、60.3%になっております。これに同じ年齢層の女性の就業希望者を加えると72～73%にのぼるということで、言われてきたM字型カーブというものの谷が確実に浅くなっています。また現在非労働力である女性の間でも強い就業希望が見られます。これは男性の側の雇用不安、リストラ、あるいは賃金の伸び悩みということと対応していると当然考えられます。

同時に同じ資料から引用すると、女性のパート比率というのが引き続き高まって39.7%になりました。しかし時間当たりの賃金というのは、女性フルタイムを100とすると、64.9%にすぎません。格差は前の年に比べて1.5ポイント拡大しています。パート化が進み、パートタイム労働者とフルタイム労働者の間の賃金格差が拡大しているということです。

一方、雇用者の中の厚生年金被保険者の割合は1990年から一貫して低下をしております。この部会でもたびたび資料のご紹介があったように、雇用者比率と厚生年金被保険者比率の乖離が拡大をしております。

次に制度は実態、例えば労働市場の実態や家族の実態の单なる反映ではありません。むしろ実生活に影響を与えるということにもう一度注意をしたいという点でございますけれども、最初に意識というのがどうなっているか見てみると、簡単な世論調査結果でありますけれども、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方には、20代から40代までの人の大半が反対をするようになっています。あるいは最近行われた読売新聞社の世論調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「そうは思わない」という人が全体で73%にのぼり、20代、30代では85%が「ノー」と回答しています。

しかしながら、労使双方の労働市場での選択に「制度」が影響を及ぼしています。ここで実際に就業調整するパート労働者というのは25%程度ではございますけれども、その影響は男女の雇用者全体に及びます。例えばフルタイムとパートタイムの賃金格差が拡大していること。それから、フルタイムの雇用が非正規への置き換え等を通じて収縮をしてきていること。そして社会保険が空洞化しているというふうに全体に及ぶわけでございます。こうしたことを併せて見ると、雇用の保障と社会保障というものが二人三脚で「エロージョン（土壌消失）」しているという状況が見てとれるわけでございます。

ここで、早くも80年代の初めぐらいから、男性が一家の主たる稼ぎ手であるということを前提として雇用システムや社会保障システムがつくられている、そういうモデルから離脱をして、ほかの幸運にも恵まれましたけれども、高失業や財政危機からV字回復をしたオランダの例が参考されるわけでございます。

このような背景にかんがみて、今回の短時間雇用者への厚生年金適用拡大と第3号被保険者制度見直しに関してコメントをすれば、短時間雇用者への厚生年金適用と夫婦の年金権分割を併用することが適當ですが、分割を2号と3号の間に限定をしますと、新たな制度の壁をつくります。2号と2号の間、それから、2号と1号の間の分割も追求するべきと考えます。

そして何よりも遺族厚生年金が不要になる層が増えるということが夫片稼ぎあるいは夫婦共稼ぎなどの世帯類型間の不公平を解消します。もちろん単身世帯についての不公平は依然として解消されないわけですし、また分割をしたとしても、年金給付の世帯所得代替率が世帯類型によって異なるということは基礎年金制度が維持される限りは消えないわけでございますけれども、差し当たり片稼ぎなのか、共稼ぎなのかというところでの不公平は、遺族厚生年金が不要になる層が増えることによって解消されることになります。この遺族厚生年金が不要になるチャンネルの一つとして夫婦間の年金権分割というものを評価することができると思います。

1号の問題ですけれども、グローバル化、知識経済の進展に伴って就業形態が多様化をしております。1号に対する所得比例制の導入を真剣に検討する時期に来ていると思います。知的な自営業者と言われる人たちを所得比例的なセーフティ・ネットに包摂してリスク・テーキングしやすい環境をつくっていくことが、知識経済化の進展において日本が遅れをとらないための制度的な考え方なのではないかと書いております。知的自営業者として考えているのは、人的資本以外に資本を持たない自営業のことですけれども、旧自営業者と言ったら失礼なのですが、農林漁業も今や知的職業なのではないかと考えることもできます。

次ページのグラフでございますが、これはヨーロッパのいくつかの国で知識経済化に伴って自営業がどれだけ増えてきているかということを示しております。ただし、これは農業を除く自営業でございまして、指数になっております。出発点における自営業層の多さが違いますから、指数の場合、誤解も招くかもしれませんけれども、イギリス、ドイツといったヨーロッパの大國での知識経済化に伴う自営業層の拡大が見てとれると思います。日本ではいろいろな事情があってここまでまだ大きな変化は、少

なくとも90年代について言えば生じておりませんし、そのことが知識経済化の遅れをあらわしているとも言えるかとも思います。

かなり大ざっぱなコメントになりましたけれども、以上でございます。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは翁委員、よろしくお願ひいたします。

○ 翁委員

まず短時間労働者につきましては、働き方が多様化している中で、厚生年金の適用拡大を図っていくことが必要だと思います。通常の就労者であっても時間に拘束されない働き方をしている人も存在しますし、年間収入が130万以上か以下かで大きな格差が生まれている制度は雇用形態の選択にも大きな影響を与えるはずだと思います。それで、勤労所得による収入要件を併用した方が雇用形態の多様化に対応でき、就業調整の余地は減少するのではないかと思います。確かに労働時間を20時間以上、65万円以上という絶対水準を決定すると、必ずこれらを起因とした就労調整が起こると思われますけれども、できるだけ要件を低めに置いて、どのような働き方であってもできるだけ多くの賃金労働者をカバーする年金制度として、労働市場にゆがみをもたらせないように配慮して、先行き労働市場や賃金動向を見ながら必要に応じて見直ししていくべきではないかと思います。

負担と給付のあり方については、標準報酬下限を引き下げて、給付を調整していくという案が望ましいかと思います。現状若年層で非常に短時間労働者が増えているということを考えますと、こういった方々の年金が将来保障されるということが非常に重要だと思いますし、また同時に給付水準によっては、将来極めて深刻な年金財政の悪化を招く可能性もあります。雇用行動への影響と年金財政への影響を十分に踏まえた給付と負担の水準を考えていくことが必要ではないかと思います。

第3号被保険者制度の見直しにつきましては、世帯単位で見れば、確かに共働き世帯と片働き世帯は基本的に不公平はないわけですが、個人単位で見ると第3号は負担なしの基礎年金が給付されるという不公平感がどうしてもあるので、その意味では、年金分割案では、後者の観点からの不公平感を解決するものにはならないということと、短時間労働者にも適用を拡大していくふうに考えている中で、かえって3号にとどまり続ける人が多くなる点が問題であるように思われます。これは井手委員もご指摘の点でございます。

なお、離婚時は年金権の分割について検討を行うことが必要ではないかと思います。

その意味では、負担調整案か給付調整案が望ましいということになりますけれども、負担調整案のIにつきましては、経済情勢を考えると、逆進性が高くなる可能性があって問題があるのではないかとうように思います。

また、給付調整案については、仮に第3号の基礎年金を国庫負担に限り、その財源を消費税にすることの方向になっていくのであれば、第3号の給付と負担の不公平問題の解決に寄与する可能性はあるかと思います。ただ、そういった場合であっても、給付調整案に関しては、任意の追加給付制度を設ける

ことが大前提になるのではないかと思います。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、小島委員ですが、小島委員は連名の意見を代表するという形でございますね。

○ 小島委員

11ページ、12ページになります。三つの点について簡単にポイントを説明します。

一つは適用拡大の問題です。基本的に社会保険は雇用労働者については原則適用すべきです。そういう観点からすると、短時間労働者に対する適用拡大は行うべきだということです。適用拡大の際には労働者の負担あるいは事業主負担が増えますので、今の経済状況を踏まえれば、一定の配慮として経過措置なり段階的に掲げられている要件に下げていくことが必要ではないかと思います。

今回提案されております適用拡大の要件としましては、労働時間は1週間20時間以上、年収要件としては65円万以上という点を基本に考えるべきだと思っております。

その際、短時間労働者の給付と負担の関係でありますけれども、これについては基本的に現在の標準報酬月額9万8,000円の引下げを前提にしながらも、本人についての給付水準は維持すべきだと思っています。確かに短時間労働者に適用を拡大した場合には所得代替率が高くなることがあります。しかし、これまでの被用者年金（厚生年金）のそもそもの形が定額給付部分と報酬比例部分という2階建て方式になっており、その定額部分は、厚生年金グループ全体での所得再配分機能を持っていますので、所得が少ない人が代替率が高くなるというのは当然の話でありまして、これは問題ではないと思っております。

また、この適用拡大とともに、現在5人未満の個人事業所で働いている人たち、さらには強制適用になっている16業種以外の未適用事業所についても適用拡大を行っていくべきだと考えております。

それと、短時間労働者とともに派遣労働者も現在増えておりますので、その人たちに対する適用拡大も必要ではないかと思っております。特に登録型の派遣労働者についても、厚生年金への適用拡大を図るべきだと思っております。現在健保組合については、人材派遣健保組合が設立をされておりますので、そういうものを参考に新たな適用形態（社会保険事務組合、地域・業界ごとの適用など）を検討するべきだと思います。

二つ目は、今までの論点には出ていないのですけれども、失業中の厚生年金への継続加入制度を新たに設けるべきだと思っております。失業率5.4%、370万人を超える失業者が出ておりますけれども、そういう人たちについても、引き続き次の職につくまでの間、厚生年金に加入できる制度を設けるべきだと思います。それは老齢年金あるいは障害年金、遺族年金の受給権を確保するという観点から必要だと思います。その際、保険料負担については、再就職した後に分納していく、猶予措置という形で対応してもいいのではないか。国民年金保険料の学生の納付特例制度と同じような考え方方に立ったらど

うかと思っております。

三つ目が3号被保険者制度の見直し問題ということになります。基本的には、私たちは基礎年金については税方式化を目指すべきと思っております。税方式化をすれば、この3号の保険料負担問題は基本的には解消できると思います。その間、3号については、極力厚生年金への適用拡大を図ることによって対象者を縮小していくこと（C案）が最も現実的対応ではないかと思っております。

次に、被扶養認定の収入要件130万円問題であります。適用拡大のところで65万円まで年収要件を引き下げるということを想定すれば、整合性を図るためにも、この被扶養認定要件の130万円も引下げる必要があるかと思います。

それから、3号制度の見直しとして、A案、B案、C案が並んでいます。A案として厚生年金部分の年金分割ということが示されておりますけれども、これについては、2号同士の場合の分割のあり方、あるいは離婚時の年金の分割のあり方も含めて検討した上で、今回の3号のいる専業主婦世帯に限定した分割についての整合性を図ることが必要ではないかと思っております。そのほか、B案の負担調整案、給付調整案についてはやはり問題が多いと思っております。

以上であります。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは杉山委員。

○ 杉山委員

私の資料は14ページになります。短時間労働者への厚生年金適用拡大についてと、それから後ろの方に第3号の問題について書きました。読み上げさせていただきたいと思います。

この問題を考える場合には、1番に「社会の支え手」を増やすという視点で見ていくことが大事かと思われます。今回の制度改革の議論の中では、何としてでも一定の指向性を出して、実現可能なところから見直しを進めていくことが必要になるのではないかと思います。

今もお話が出ましたように、若年の問題、失業もそうですしフリーターの問題も、女性の問題と同じように見ていく必要があるかと思います。雇用者全体の4分の1を短時間労働者が占めるようになったということと、若い人がフリーターになっていかざるを得ない状況の中で、第3号被保険者である短時間労働者は、ある意味優遇を受けている部分もあるわけなんですが、配偶者がいらっしゃらなくてフリーターをしている、パートに出ているという場合は国民年金の第1号被保険者となるわけです。この方たちは年金に不信感を持っているというようなことで未納になるということも多いわけですけれども、未納は自分で決めたことであって、大変好ましくないと決めつけてしまうことも一つの見方としてはあるわけですが、若いということもあって、年金について十分な勉強をしないで社会に出ていたというような背景もございますので、こういった時期から社会保障制度の枠の外にいるということはあまりよくないのではないかという観点から見ていくことも必要かと思われます。

内閣府の「青少年の育成に関する有識者懇談会」の報告書が今年の4月に出たわけですが、こちらか

らのデータなのですけれども、現在はフリーターだが正社員になりたいと考えている15歳～34歳までの方は50%を超えておりました。新聞報道によりますと、竹中大臣もこのフリーター問題に関して経済財政諮問会議で取り上げられたときには、7割のフリーターが正社員になりたいと意識調査では言っているとあったのですが、このように正社員になりたいと思っているけれども仕方がなくフリーターを選択せざるを得ないです。こういった方たちが適用の拡大により厚生年金に加入するようになれば、おのずと正社員とアルバイト・パートの垣根が低くなり、正社員への道も今よりは開かれていくのではないかと期待ができます。これが若年の失業であったりフリーターの増加といった問題の解決への一つのアプローチにもなるのではないかと思われます。当然ながら年金保険料の未納問題も解決するわけです。

適用の基準についてですけれども、「雇用と年金研究会」の報告書でもあるように、週の所定労働時間20時間以上または年収65万円以上に適用拡大をしていく案でよいのではないかと思います。所定労働時間が極めて短い者であっても、相応の賃金を得ているのであれば、その人の能力に合わせて会社に貢献していくことになるので、厚生年金の対象者として問題はないのではないかと思います。

短時間労働以外の活動から主たる収入を得ている場合は、これは適用から外して第1号被保険者として、ご自身で自助自立でやっていくということでもよいのではないか、あるいは適用実務上困難な問題が生じるだろうと、前回配っていただいた資料にはあったのですけれども、困難な問題が多くあるというように、いろいろ材料出して考えるよりは、予測できるものについては十分検討していって対応策を用意し、拡大後に生じた問題についてはその都度検討して微調整をかけていくというような方向で、ともかく拡大していくということで進めていく方がよいのではないかと私は思っております。

給付と負担のあり方についてですけれども、前回の資料では、月収7万円のパートの例として四つの案が提案されておりました。いずれも所得代替率の面から見ると、どの案も100%を超えておりまして、本人が働いて得た月収を上回る年金を受給することになり、本人のご負担も月5,000円ということでした。その意味では第1号被保険者の方との不公平は解消されているとは言えないかと思います。

とにかく今は年金の支え手を増やすことを急ぐべきであって、一人ひとりの貢献が実る年金制度にしていくということなので、まず私としてはとにかく適用拡大の方を進めていただきたい。妥協案として、私はC-3、基礎年金を減額し、その中で追加で納付していくという案が今の時点では一番理解が得やすいのではないかと思っております。

その観点から見た場合の第3号被保険者の見直しについてなのですけれども、この場合ですと、給付調整案が整合的ではないかと思っております。満額の給付を得るために追加の納付制度を設けることで多少は、年金の收支にも貢献をすることが期待できるかと思います。

あと、これは個人的な提案なのですけれども、追加納付制度を設ける場合に、納付分は第3号被保険者を抱える第2号被保険者で負担をするということも考えられるのではないかと思いました。

この問題を私自身としても一生懸命考えているつもりなのですけれども、昭和60年時点では第3号被保険者制度がとてもいい制度だということで迎えられていたと聞いているわけなんですけれども、今と

なっては時代にそぐわない部分も随分出てきているのかなということを、私自身としては感じることがございます。それはちょうど大学を卒業して就職した時期が男女雇用機会均等法の施行以降であったということもありまして、夫婦で共働きをするということには何の違和感もなく、自分の能力に合わせて一人一人が働いて家庭を持つということのモデルは当然として受け入れているわけです。多分、私よりももっと若い世代の人たちはますますそうであろうし、夫婦で働いていかなければもうやっていけないというような実感も若い人からは、よく聞くことがございます。

そういうわけで、今は夫一人で築く年金から夫婦それぞれへ築く年金へ、そして支え手を増やす年金へ前進することが大切ではないかと思っております。その場合にぜひ考慮していただきたいと思っているのは、サラリーマンの奥さんだから配慮するというのではなくて、ワーク・ライフ・バランスで見た場合に、家族のありようが明らかにライフに比重がかかる育児もしくは介護、ご本人の病気など、そういうときに社会保障らしい配慮ができるものが望ましいのではないかと感じております。

私の場合は、わりと若めの世代であるということもございまして、負担の観点から一生懸命考えることが多いわけで、給付の観点から見る場合は、どうしてもその時代の背景がございますので、そのあたりで多少給付は負担とは別の配慮というようなこともあってもいいのではないかと感じております。これまた複雑になってしまうのですけれども、以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。堀委員、お願ひいたします。

○ 堀委員

レジュメの第1が「短時間労働者への厚生年金の適用拡大」の問題ですが、1の結論にありますように適用拡大に賛成します。その理由は①～④に書いてあるとおりです。

「2 拡大の範囲」ですが、労働時間要件としては、雇用保険と同じく週の所定労働時間20時間とするのが適当ではないかと思います。

収入・賃金要件ですが、これは給付や負担の定め方いかんにもよるのではないかと思います。収入・賃金要件を設けるとすれば、収入ではなくて賃金を要件とすべきであると思います。

「3 拡大した場合の給付と負担」ですが、結論としてはC-1案に賛成です。9万8,000円の標準報酬の下限を引き下げ、本人の給付は一般の被保険者と同じにするという案（ただし、この短時間被保険者には第3号制度は適用しない）が適切ではないかと思います。その理由ですけれども、現在の厚生年金とほぼ同じ考え方の仕組みになるからです。また、この案は、社会保険の「拠出は能力に応じ、給付はニーズに応じ」の原則に合っています。

新たに厚生年金の適用対象となる短時間労働者の代替率が100%を超えるという問題はあるわけですが、大部分は第3号だったので、もともと基礎年金の受給権があり、新たに2階部分が増えるだけです。

第1号から移ってくる者もいるわけですが、これらの者については、保険料額は低くなつて年金額が

高くなるという問題は確かにあります。しかし、これらの者は、本来は被用者グループに属して厚生年金の被保険者とされるべきものであったということを考慮する必要があるのではないかと思います。

他案の問題点ですが、A案は標準報酬月額を9万8,000円で据え置くということですが、これは負担が逆進的になって、厚生年金の応能負担原則に反するのではないかと思います。

B案は、短時間労働者について本人給付も認め、第3号に対する給付も認めるのですが、これでは保険料と比べて給付が過大になり過ぎるのではないかと思います。

C-2案は、報酬比例年金を減額するという案なのですが、この案は保険料に比例した給付を行うという厚生年金（2階部分）の原則に反するのではないかと思います。

C-3案は、基礎年金を減額するという案ですが、老後に必要な基礎的給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反するのではないかと思います。厚生年金では高保険料の者にも低保険料の者にも同一額の基礎年金を支給するという考え方なのですが、その考えに反すると思います。第3号の基礎年金を減額しなければ、第1号被保険者とバランスを失するのではないかという考え方があるのですが、もともと被用者グループと自営業者グループと負担原則が異なります。被用者は応能負担で自営業者は応益負担なので、比較するのはあまり適当ではないのではないかと思います。厚生年金は被用者グループ内の助け合いの仕組みであると考えております。

その次のページですが、「第2 第3号被保険者制度の見直し」で、私は基本的に、第3号被保険者制度は現在の社会経済の実態に適合していると思っています。働く女性が増えたといつても、家計補助的な働きが多く、第3号の1,150万人のうち厚生年金へのパート適用で減るのは、先ほどありましたように、300万人程度です。第3号の大部分が専業主婦あるいはわずかな収入がある方です。

また、第3号制度は、社会保険の原則に即した制度であると思います。ただ、社会経済も変化しておりますし、また人々の考え方も変わっているので、それを踏まえた見直しも必要ではないかと思います。

①の第3号被保険者制度の意義については、従来から私もいろんな考えを述べております。基本は、女性が家事、育児、介護を行うという社会慣行と、この社会慣行を前提とした労働慣行がまだあって、女性の年金が不十分になるという問題もまだあります。それを第3号制度が解決しているのではないかと思います。

②として、被用者に対する社会保険は、負担能力のある者に保険料を課して、ニーズのある者に給付を行うのが原則なのですが、第3号被保険者制度の、負担能力のある夫に保険料を課し、被扶養家族に給付を行うという仕組みは、この原則に合致しているのではないかと思います。

③として、夫婦単位でみれば、夫婦の合計賃金額が同じであれば、片働き夫婦も、共働き夫婦も保険料額も年金額も同じになるということです。

それでは「3 見直し案」としてはどれが妥当かということですが、結論としては、方法IV「第3号被保険者縮小案」に賛成します。

ただ、一定の条件が満たされば、「夫婦間の年金分割案」も導入可能かと思います。「負担調整案」

も「給付調整案」も問題があると思います。ただ、女性が男性と同じように労働機会が与えられて、女性が男性と同じような条件で労働できるようになれば、第3号被保険者制度はもちろん廃止ということになります。

(2) は省略しまして、他の案の問題点について述べます。最初に年金分割案ですが、①はこの案のメリットについて述べており、これは説明するまでもないと思います。

しかし、この案にはいくつか問題があるのではないかと思います。

(a) ですが、年金権は一種の財産権であると考えられますが、分割される側への十分な情報提供と、同意を得るための仕組みが必要ではないかと思います。1階部分のみならず2階部分も分割するということは、分割される側の年金額が減るという不利な仕組みですので、その同意が必要です。同意が得られない場合どうするのかという問題があります。

(b) ですが、年金分割案が現行の民法の夫婦別産制の趣旨と整合性がとれているのかどうかという問題について書いています。

(c) ですが、憲法29条1項の財産権保障の趣旨との整合性についてです。下の③にありますように、分割される側への十分な情報提供と同意があれば、この問題は回避できる可能性はあると思います。

(d) ですが、年金権分割制度を導入したとしても基礎年金制度は変わりはありません。基礎年金の説明の仕方を変えるということではないかと思います。

(e) ですが、離婚しなかった夫婦は2人の年金で老後を暮らすために、2階部分の年金まで分割する必要はあまりないのではないかということです。

ただ、離婚の際の問題はあります。(f) で書いてありますように、夫婦間の合意に基づいて離婚の場合には分割を認める制度を導入する必要があります。

(g) ですが、先ほど述べた社会慣行、労働慣行が是正されて、女性が男性と同様に働くことができるようになれば、年金権分割制度は必要なくなります。

③は先ほど言いました。

④は、年金分割制度を導入するとした場合にどうすべきかということですが、説明を省略します。

他の案の問題ですが、負担調整案には次の問題があるのではないかと考えられます。

①として、応能負担の原則の厚生年金に応益負担の要素を持ち込むのは妥当かということです。応益負担の要素を持ち込むとすれば、例えば遺族厚生年金を受ける可能性がある家族を有する被保険者に対する保険料の引上げ、一般に長命である女性の保険料引上げといったことも必要となり、果たして妥当かという問題があります。

②は、片働きの被保険者については負担をさせる理由があるかもしれませんけれども、事業主についてはないということです。しかし、事業主負担の保険料を引き上げないとすると、その分、被保険者負担分の保険料を高くしなければならなくなるということに注意する必要があります。

③は、事業主負担分の保険料も引き上げるとすれば、片働きの被保険者は労働市場で不利になって、

雇用中立的ではなくなるということです。

④は、負担調整案では、夫婦の合計賃金額が同じである場合の合計保険料額は、片働きの方が共働きよりも多くなって、水平的公平性に反するのではないかということです。

最後の給付調整案ですが、まず、①は、老後に必要な基礎的給付を行うという基礎年金制度の趣旨に反するのではないかということです。

②は、夫婦の合計賃金額が同じである場合の合計年金額は、片働きの方が共働きよりも低くなって、水平的公平に反するのではないかということです。

以上です。

○ 宮島部会長

ありがとうございました。それでは、次、矢野委員でございますが、連名の意見としてまとめているということでございますね。

○ 矢野委員

読みながら、ところどころコメントしてご説明申し上げたいと思います。

個人のライフスタイル、家族形態、就労形態が多様化しつつある中で、社会保障制度の将来の支え手が減少するという不安感が増しております。これらに対応して、公的年金制度を抜本的に再構築しなければならない状況にあります。その際忘れてはならない点は、経済社会の活力を維持し、長期的に持続可能な制度とするという点であります。

基礎年金の問題解決も重要な課題でありまして、基礎年金の税方式化やその過程での1階部分と2階部分の財源の峻別を実施すれば、短時間労働者及び第3号被保険者制度に関する問題の多くが解消できるのではないかと考えております。

これまで何度もこの場で主張させていただきましたが、ここで言う税方式化というのは、間接税方式を想定しております。すべての国民が広く負担するという意味合いを持った間接税方式というものを真剣に考えていく必要があります。社会保障はこの年金だけではありませんので、医療・介護もパッケージで考えていくことも必要ですが、この場では、特に優先的にこの問題について取り組んでいく必要があることを申し上げておきたいと思います。

こうした基本的な考えに基づきまして、具体的な点を申し上げますと、一つは「短時間労働者」の問題でございますが、「支え手を増やす」議論を行う際の前提について考えてみたいと思います。

現在、公的年金制度は、国民年金に加入しない者や保険料を支払わない者が増加する空洞化という大きな問題を抱えております。これは、支え手である現役世代が制度に対して不信感や不安感を持っていることが原因であります。

制度の支え手を考えるに当たっては、まず現役世代の制度に対する不信感、不安感の払拭を図り、将来にわたって持続可能な制度を構築することが必要であり、そのためには、国民が広く負担する基礎年金の税方式化や世代間の不均衡の解消などの制度改革を図ることが不可欠であります。